

イオンクロマトグラフ分析計一式の賃貸借に係る質疑について

Q 1	賃貸借期間満了後の物件返却費用の件が仕様書に記載がなかったが、宮崎市負担でよいのか。	A 1	物件返却費用については、賃貸人の負担とする。
Q 2	仕様書に保守の記載はないが、保守なしでよいのか。	A 2	保守については、不要である。